

名張市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1. 条例改正の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）の職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則に規定する市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であるセンターの職員の基準及び当該職員の員数について改正が行われました。

当該規則の一部改正に伴い、名張市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例について、関係規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものです。

### 2. 改正の概要

センターの人員基準は、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）3千人から6千人ごとに3職種、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（それぞれ準ずるものを含みます。）をそれぞれ最低限常勤の職員を1人ずつ配置することとなっていました。センターの運営状況を勘案して、センターの運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とします。

常勤換算方法とは、1か月（4週間）を基本とし、パート勤務など非常勤職員の勤務時間も全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する方法のことをいいます。

### 3. 施行期日

公布の日から施行します。